

（午後2時15分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、次の2点について質問と提案をいたします。

第1は学校再生これが決め手だと、第2は民生委員制度の機能、組織の充実について、以上であります。

まず、第1の学校再生これが決め手だについて伺います。

教育基本法は、義務教育は各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的資質を養うことを目的として行われるものとするところとあります。ところが、残念ながら現在の中学校の実態は、教師に対する暴行、脅迫あり、授業崩壊、学校崩壊、いじめ、器物損壊等、現実に存在いたします。これでは、生徒は落ちついて勉学に打ち込めるはずがない。教師も問題生徒の指導や、その波紋に振り回されて、神経をすり減らして、エネルギーの大半をその対応に迫られ、教育指導という本来の職務行為は大きく損なわれております。私たちは、この厳しい現実を直視すべきであります。

かような状況のもとで、私は群馬県高崎市の某中学校で、荒れた学校を見事に立て直した経緯を視察に行きました。そして、3月議会で、目の当たりに見た実態等の資料をもとに、元警察官を常駐の生活指導員として雇い入れることを求めたところ、木下市長、松田

教育長がその実現を約束してくださいました。そして、早速4月から橋本中学校へ1人の元警察官を生活指導員として雇い入れてくださり、ご活躍いただいております。

私は、現場の先生方からは本当に大変助かっています、おかげで教師としてのエネルギーを教育・指導にかなり回せるようになりました。しかし、今は週に2日しか来ていただいているので、あと3日間何とか来ていただければ、大変ありがたいのですがとの感想を、複数の先生方からいただいております。

以上を前提に、以下の点を伺います。

まず第1に、元警察官を常駐の生徒指導員として雇い入れる制度を導入した、このことを教育長は現時点でどのように評価しておられますか。

次に、小学校にもこの制度を導入するのが、極めて有効な施策と考えますが、教育長のお考えを伺います。

第3に、この制度の具体的運用の場面においては、校長や担任教師に過度の負担を負わせてはならない。すなわち、元警察官である生活指導員の配置を求める際には、明確な基準のもとに機械的に実行すべきであると考えます。もし、校長や担任教師の判断によりばらばらの基準での運用がなされれば、この制度の趣旨そのものが没却されてしまうと考えられるからであります。教育長のお考えを伺います。

最後に、私は、元警察官の生徒指導員としては和歌山県警の元警察官でなければならぬということを仄聞しております。もしこれが本当ならば、妥当性を欠くと考えます。元大阪府警の退職者であっても、青少年の指導

に情熱と実績があれば、雇い入れることに何ら本質的な問題はないと考えるからであります。現に、橋本市民の中にもそういうお方が大勢おられます。

以上、簡明な答弁をお願いいたします。

第2番目の質問として、民生委員制度の機能・組織の充実について提案いたします。

民生委員法は、第1条で民生委員は社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとするとして、民生委員の任務を規定しております。

民生委員の職責の重要性は、少子高齢化社会において年々増加しております。特に、住民と直接向き合う福祉の最前線を担ってくださっているのです。民生委員誕生の手続きとしては、区長が推薦した人を民生委員推薦会が知事に推薦する。次に、知事がこれらの人々を推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになります。民生委員の皆さまの大多数は、人格・見識にすぐれ、立派にその職責を果たして下さっております。

ところが、約150名の民生委員の中には、民生委員としてふさわしくない方が就任する可能性もあります。もし、任期3年の民生委員が不適格である場合は、その方におやめいただいて、適格者に就任していただかなくては、社会福祉の増進という民生委員法の目的は達成できません。ところが、今までは関係者の事なかれ主義や嫌われるあるいは恨まれることは言いたくないと、またしょせん他人事だからとか、これまでの人間関係が壊れる等々の理由で、この問題を見て見ぬふりをしてきた傾向があります。

確かに民生委員法も、第11条等で、委嘱を解く、すなわち解嘱の事由を定めているが、抽象的なものが多く、関係者もこれを適用してやめていただくということを控えていたの

かもしれない。かといって、今までのように放置し続けることは許されるべきではありません。

そこで、私は提案したい。第11条、解嘱の規定をしっかりと解釈して、内容を具体的に明らかにして例示することにより、どのような行為が解嘱事由となるかを、一目瞭然とする作業に直ちに着手していただきたい。つまり、早くコンメンタールを、言いかえれば逐条解釈を作成して、民生委員に理解してもらおうということであります。

次に、右でつくった解嘱の構成要件が問題となった場合に、市の担当者が事実関係の存否を調査する。その結果を5役会議で検討し、事実であれば知事に通知し、知事は地方社会福祉審議会の同意を得て、解嘱を厚生労働大臣に具申するという手続きになります。私が述べたような策を講じ、制度して運用することにより、不適格な民生委員にやめていただき、適格な民生委員に就任していただくことが可能となります。健康福祉部長の前向きな答弁を期待して、1回目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君の質問項目1、学校再生の決め手に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）平成25年3月議会において、松浦議員から小・中学校における諸問題に対し、実効性のある対策を求める一般質問があり、市としても取り組む旨、答弁をいたしました。このことを受け、平成25年4月から、橋本市スクールサポーター事業として、橋本中学校に1名の警察官OBを配置しています。週2日の勤務ではありますが、児童生徒への登校時のあいさつ運動、教員と連携した校内外の巡視、問題行動を起こした生徒への対応、関係機関等との連絡調整、教員

との情報交換等の活動を行っていただいています。

この4カ月間の取り組みの結果、スクールサポーターの存在が、教職員の精神的な支えとなっていることで、教職員に安心感が生まれている。課題生徒への指導が長引くときなど、スクールサポーターと連携することにより、教員が授業に向き合える時間が確保できる。生徒指導面だけではなく、交通安全面等で橋本警察署と連携が図りやすい。警察官としての専門的な見地からアドバイスをもらえる等、配置校の教職員から評価を得ています。これらの成果は、教職員とスクールサポーターがそれぞれの役割をわかり合った上で、連携を行いながら取り組むことによって生まれてきていると考えられます。警察OBという圧力を生徒に示すだけでは、このような成果は生まれてこないとも考えています。

今後、本事業は質的な側面と量的な側面から充実させていく必要があると考えています。そこで、本取り組みについて、校長会で報告及び協議を行い、どのような場面で活用していくことが効果的かについて整理するとともに、各学校における必要性についても、生徒指導担当指導主事等の学校訪問や校長ヒアリングの機会に協議していきたいと考えています。

今後、これらの協議を受けて、より良い教育環境づくりに努めてまいりたいと考えていますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）初期の目的どおりの成果を得ているということで、大変よかったと思います。

これをほかの学校で雇い入れる必要というのはありませんか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）この橋本中学校における成果を、校長会等で共有しまして、さらに必要であるという条件が整う中で、例えば県のスクールサポーター、現在県は8名の警察OBを和歌山市に6名、岩出市に1名、それから紀の川市に1名配置してございます。橋本市にもこういうスクールサポーターをほしいという要望は、引き続いて出していきたい、そのように考えてございます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）例えば今橋本中学校に配置していただいているんですが、いじめとか暴力行為あるいは授業崩壊、学校崩壊等は、ほかにはありませんかと。児童生徒にとっては一日一日がやっぱり大切な日々なので、こういうような原因で大事な時間を有意義に過ごせないというようなことがあることは、教育者としても避けなければならないことで、教師も生徒も元気よく頑張って勉学に励む、運動に励むという環境をつくるのが我々の仕事でありまして、そこで、そういう状態があればまた増やすというお考えをいただいておりますが、先ほども申し上げましたように要件、例えば校長会で校長先生の判断、ものの見方、それぞれが同一ではないと思います。校長先生あるいは担任の先生の物差しだけで雇い入れるかどうかということを考えるのであれば、基準がばらばらであり、また校長先生も教頭先生あるいは担任の先生も人間でありますから、自分の評価が下がるとかということも配慮されるということをお伺いしております。

私も10年間議員をさせていただいて、文教一筋で頑張らせていただいているんですけども、その間教師の方々、校長先生、いろんな方といろいろな情報交換できる人脈ができております。そういう中で収集した話では、やっぱり松浦さん、基準をつくってもらって、

それで、これにあたるから派遣をお願いしなすということをつくってもらわんと、なかなか躊躇する場面があるんで、ぜひともそういう、こういう事例があったら派遣してもらおうと、機械的にやってもらおうのが、本当にその制度を生かすためには必要だということを伺っております。その辺について、いかがですか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）現在本年度から橋本市教育委員会に来ていただいた、いわゆる青少年センター担当の指導主事ですけれども、頻繁に中学校等を中心に学校訪問に行かせていただいております。その中で、各学校のいわゆる課題、あるいは問題のある、いわゆる対応を必要とする、特別な指導を必要とする児童生徒についても、情報を的確に把握してございます。そういうことを一つベースにしながら、校長と協議することによって、その必要性については、あるいは予想される配置の効果については、考えていけるものと思っております。だから、そういう協議を中心にして、配置の必要性、そして配置という運びにしていくことが、教育現場としてはふさわしい歩みなんだろうと、今のところは考えてございます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）趣旨は理解できます。それは内規になるか慣習になるかは別として、その中でできるだけ基準というのはこうだと、こういう事例があったらこうだということを明らかにしてもらって、運用しやすいような状態をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）そういう方向で、取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。

次に、小学校にもこの制度を導入すべきではないかと思うんですけども、といいますのは、先生方にいろんな事情を聞きましたら、小学校のときにこの子は中学校に行ったらむちゃくちゃするなど、中学校の先生が難儀するなというのを小学校の時代から結構わかっている。そしたら、そのときから適切な指導をしておれば、やっぱり効き目があるだろうと。よく体のことについては早期発見早期治療と言いますが、また火事でも初期消火が大事だと、火事になる原因のときにすぐ消火すれば問題ないけれども、それに遅れたら大事件になってしまう、大きな被害が出るということは、やっぱり人の指導でも同じだと思うんです。高崎市へ行ったときにも、向こうの校長先生、教頭先生、教育委員会の方と当の生徒指導員のお方4人が、最後にこれはほんまは小学時代からやるべきだと、中学時代になったら遅いという話をしみじみとされましたんで、今小学校で、中学校へ行ったらこないなでとわかっていながら適切な指導ができないから、中学校に行ってみんな大変な思いをする。本人ももちろんですけども、教師もほかの生徒も大変な思いをするということが目に見えているのであれば、むしろ小学校で適切な指導をすることが大事だと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）小学校で充実した道徳教育を受けた子どもは、多感で戸惑いやすい中学時代を支えるというのを聞きます。だから、小学校時代にしっかりそういった規範意識であるとか、道徳性であるとか、あるいは集団性であるとか、そのあたりをしっかりと教育するという事は、本当に大切な教育の視点だと思います。

現状、中学生でさまざまな問題を抱えてい

る子ども、小学校のときに芽がなかったかという、あったという声もやっぱり多く聞きます。そんな中で、今年から特に態度教育という形で、返事、あいさつ、履物ぞろえ、さらには立腰と食育、そういったことをきっちりやっていただく指導を、各学校に徹底するようお願いしてございます。私、この話をこの前の教育フォーラムでしたところ、講師の内田先生から、教育長、そらあかんと言われました。地域の人せえへんやろ、親せえへんやろ、子どもができるはずないやん。こういうふう指摘されました。僕、そのとき思ったことは、地域ができないから、親がしないから、学校発あるいは園発でしなければならない。逆に徹底的にやらなければならないということを思っています。

今各学校がさまざまな課題を抱える中で、そういった態度教育を基本に、道德教育のあり方というものを見直していただいています。この前も地域の盆踊りで、実行委員があいさつしてくれました。この頃、地域の子、えらいあいさつしてくれるんだけど、どないなつとんねやろなど、そんなことを盆踊りの会場でおっしゃってていました。こんな形で、地域の人って子どもの変化をとらえてくれとるんやと、盆踊りのあいさつで子どものあいさつをしてくれるということを喜んでくれるということは、よかったなと思っています。

それと、小学校が、いわゆる警察の方の直接の指導を受ける場面というのがございます。和歌山県警察本部生活安全部少年課に少年サポートセンターという組織がございまして。その組織へ、教育委員会の職員も行って、小学生あるいは中学生に指導する際のいわゆる留意点等々を警察の方にご指導いただいて、警察の方が2年生と5年生と中学1年生の教材をつくって、直接事故防止であるとか、ある

いは規範意識の高揚であるとか、そういうあたりを狙った教室もやってくれています。私も、再々その教室を利用させていただいて、警察の方に学校へ来ていただいたということもございまして。そんな取り組みを活用しながら、いま一度若い小学校で鍛えるべき道德性、態度、そのあたりを先生方としっかり協議して、小学校のときの芽をしっかり摘んでいく。そういう取り組みも、ご指摘のとおり大変大事なことかと思っております。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そういうご理解であれば、大変心強いんですけども、今のスクールサポーターというのも、小学校の先生が手に負えないというのもやっぱり小学校のときからおりますので、そのときには中学校に限らず、スクールサポーターを派遣していただくような方法をとらないと、初期消火でやらなかったら大きな火事になりますんで、その辺は社会の大きな損失にもなりますんで、ぜひとも中学校に限らないで、必要とあれば柔軟に運用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）小学校に常設という形での、いわゆる警察官OBの配置というのは、予算の面から考えても、人材確保の面から考えても、ちょっとハードルが高いかなという気がします。

ただ、スポット的に、この子、こんなことで困つとるんやというあたりのことについては、橋本市のスクールサポーターの方も活用できるのではないかと、そういうようなことも探っていきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。

そしたら、教育長はいろいろ実態を調査して、必要だとあらば何人かは雇い入れたいな

という気持ちになって当然だと思うんですけども、それは財政の問題があるんで言いにくいと、遠慮される場面もあると思いますけども、その辺、市長、この辺はしっかり財政的にもバックアップしていただいて、橋本市の教育を充実したものにぜひともしていただくようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）市長。

○市長（木下善之君）松浦議員の質問でございますんですけども、それぞれ教育長等答弁したように、非常に大事であるということであれば、やはりできる限りそうしたスクールサポーター事業をとということで、また体制を整えてやっていくべきであると思います。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。

やっぱり教育というのは、いろんな見方がありますけれども、国家100年の大計の礎を担う人を養成するんだということでもありますんで、最優先に考えていただき、橋本市はこんなにいい学校だ、いじめもないでと、先生方も生き生き、生徒も生き生きしている橋本市の教育はすばらしいというて、橋本市で義務教育をやらしてもらおうかと、来てもらえる、移住してもらえような、それだけの充実した教育をぜひともお願いしたいと思います。

それで、スクールサポーターの話では最後になるんですけども、和歌山県警でなかったらいけないということ、ちょっと耳にしたんですけども、橋本市に大勢大阪府警を退職された方で、青少年関係に携わっておられた方はたくさんおられます。私もそういうことは和歌山県警でなかったらあかんということを知りましたんで、私の知り合いの方で、大阪弁護士会の副会長をされた方がちょうど出会って、それでこういうことなんですけど、大阪府警は都合が悪いんやろかと、何とかな

りませんやろかと言うたら、大阪府警の幹部とその人が話をしてくれまして、人材は大勢いる。和歌山県警とあつれきがないように上層部できっちり話をつけて、必要だったらいつでも派遣できるような体制をとっているんで、いつでも話を持ってきてくださいということをお願いしていますんで、限らないで、橋本市の人材活用という面からもよろしくお願いします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）和歌山県警に擁するスクールサポーターについては、和歌山県警のOBというのが条件だと思います。橋本市で来ていただいている方は、橋本市のスクールサポーターでございます。この方のよさは、警察OBという圧で子どもを指導するという立場をとらない方で、非常に子どもに願いを伝える、子どもの思いを聞く、そんな中で人間関係を構築しながら、子どもが変わっていくことを願う取り組みをやってきています。そういう意味で、橋本中学校の取り組みというのは、非常にいい形で成果として、先生方にも歓迎される形であらわれていると思います。どういう人を子どもの前に立っていただくかということが、すごく大事な選択の観点かだと思います。

それともう一つ、これからそういう地域の方にさまざまな形で協力していただかなければならない、そういう環境が一つ出てきてございます。いじめ対策推進基本法という法律ができました。これは、各学校でいじめ対策基本方針を定めるとともに、各学校でいじめ対策委員会を設置しなさい。これは必置です。必ずつくらなければならない。その中に、保護者そして地域住民、そういう要件が入ってございます。大津のいじめ問題を契機にして、学校と警察との連携というあたりも、新しいいじめに取り組むスタイルとして提案されて

ございます。そういう形の中で、地域のそういった能力を持っている方に、これは設置者が、いわゆる特別な公務員として任用する、雇い入れるという制度ですので、そういう方にもご協力いただける必要があると思いますので、いろんな人材を学校支援に回っていただくようなあり方というものを探していきたい、そのように思っております。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）教育長と市長の熱心な教育に対する熱意・情熱、非常に心強く思っております。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、民生委員の機能と組織運用に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（柘谷俊介君）登壇〕

○健康福祉部長（柘谷俊介君）次に、民生委員・児童委員の機能と組織運用の充実についてお答えします。

現在民生委員・児童委員は141名、主任児童委員が16名の合計157名の委員が活動しています。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、非常勤の特別職の地方公務員です。機能として、社会調査、住民相談、情報提供、連絡通報、関係機関との調整、生活支援、意見具申等を果たしています。また、組織としては、民生委員法第20条に定められた橋本地区、山田地区等の八つの単位民生委員協議会が、それぞれ地域の特性を生かし、活発に活動しています。

ただ、昨今の複雑な社会情勢や人間関係、また住民の権利意識の高さから、数々のトラブルや苦情に巻き込まれることが少なくありません。例えば民生委員・児童委員に個人情報を漏えいされたとか、民生委員・児童委員が交通法規を守っていないというような情報

が寄せられることがあります。

そのため、民生委員法第11条により、任期中の解嘱について規定されています。事由として、職務を怠った場合、職務上の義務に違反した場合、民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行を行った場合が挙げられます。この条項に該当すると認められた場合には、市長または民生委員法第8条の規定による民生委員推薦会が、理由を付して和歌山県知事に解嘱を内申します。その次に、和歌山県知事は、社会福祉審議会の同意を得て、厚生労働大臣に具申し、解嘱されることとなります。

そのため、橋本市において、内申に至るまでの手続きや基準づくりは必要と考えており、民生委員推薦会の内規に、この手続きを記載することを検討しています。具体的には、住民から福祉課等に苦情があれば、民生委員法第25条の規定による橋本市民生委員協議会会長と単位民生委員協議会会長に報告し、福祉課が単位民生委員協議会会長と事実関係を確認します。その後、役員会において審議し、次に民生委員推薦会において審議され、その事実が確認できれば、和歌山県知事へ内申を行うこととなります。このことにより、市民より信頼される民生委員・児童委員の組織運営が充実され、より一層市民への支援の充実が図られるものと考えています。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ありがとうございます。

これにつきまして、私が抽象的なところは具体化して、その抽象的な部分にこれはこうだと明確な行為を具体化して、それで規則につけてもらわないと、今までどおりであれば、これにあたるんじゃないか、あたらんじやないかと、かえって人権侵害になるんじゃないかと、

ないかと、いろんな危惧がありまして、結局その制度がつくっても運用されないという危険がありますので、明確に抽象的な規定を解釈して、いうたらコンメンタール、逐条解釈の内容を橋本市の福祉課でつくるぐらいの気概を持って、できなかつたら、無理だったら、また弁護士にもお願いして、この解釈はどういうふうにしたらいいかということで、わかりやすい規定としてつくっていただければありがたいです。それは、結局それを見たら、これはこういうことをしちゃいけないんだと、民生委員の方もすぐわかるような形でないと、なかなか効果がないと思いますので、よろしくをお願いします。

それともう一つは、民生委員の仕事というのは日々重要なことなんで、今の行為、健康福祉部長が言われた規定を盛り込むというのは、だいたいめどをいつ頃に考えておられるんでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）時期はいつまでというおただしでございますが、取り組みが遅い、もっと早く対応をするようにとお叱りを受けるかもわかりませんが、民生委員の改選がございます。12月1日から新メンバーになりますので、この内容につきましては、新委員全員にご了解を得た上で、その内規を確かなものになりたいと思っております。

それからまた、民生委員を推薦いただいております区長会の会長ほか区長会の皆さんとも話し合いを持たせていただいて、ご了解をいただく必要もあるかと思えます。

できるだけ議員がおっしゃるような実効性のあるものになりたいと思っておりますので、十分審議を尽くした上で、今年中に作成するというご了解をいただきたいと思えます。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）結構でございます。充実した立派なものをつくってください。ありがとうございました。

私の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。

この際、午後3時10分まで休憩いたします。

（午後2時55分 休憩）